

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	33	府省庁名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模企業共済法の一部改正に伴う小規模企業共済制度の加入対象者の拡大		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成25年通常国会で成立した「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（以下「小規模企業活性化法」という。）では、小規模企業共済法等の個別法について、小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について、小規模企業者の範囲の変更を弾力的に行うことができる規定を設けた。</p> <p>この小規模企業者の範囲について、商業・サービス業は、常時使用する従業員の数が5人以下と定義されているが、この定義を超える者であっても、宿泊業、娯楽業等の個別業種においては、他の小規模企業と共通する厳しい経営状況にあるにもかかわらず、その業種の特性から従業員規模が大きくならざるを得ないため、小規模企業施策を利用できない業種が存在している。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>上記二業種等について、小規模企業共済制度の加入対象となる小規模企業者の範囲を拡大し、当該範囲の拡大に伴う新規加入対象者の掛金について「小規模企業共済等掛金控除」の対象とするとともに、将来受け取る共済金等を退職所得控除の適用対象となる「退職手当等とみなす一時金」及び公的年金等控除の適用対象となる「公的年金等とされる年金」の対象とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法第34条第1項第4号、同法第314条の2第1項第4号</p>		
減収見込額	[初年度]	( - )	[平年度] ▲256 ( - )
	[改正増減収額]	-	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>小規模企業共済制度は、小規模企業共済法に基づき、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度である。</p> <p>小規模共済制度の対象となる小規模企業者の範囲について、商業・サービス業は、常時使用する従業員の数が5人以下と定義されているが、この定義を超える者であっても、宿泊業、娯楽業等の個別業種においては、他の小規模企業と共通する厳しい経営状況にあるにもかかわらず、その業種の特性から従業員規模が大きくならざるを得ないため、小規模企業共済制度の対象とならない業種が存在する。そのため、小規模企業共済制度における小規模企業者の範囲を拡大し、当該範囲の拡大に伴う新規加入対象者の掛金について「小規模企業共済等掛金控除」の対象とするとともに、将来受け取る共済金等を退職所得控除の適用対象となる「退職手当等とみなす一時金」及び公的年金等控除の適用対象となる「公的年金等とされる年金」の対象として取り扱うことにより、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国に存在する約420万の中小企業のうち、約9割に当たる約366万に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有している。</p> <p>しかしながら、小規模企業は、資金、人材等の経営資源に制約があることなどにより、近年、企業数・雇員数がともに減少しており、小規模企業に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図っていくことが必要である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	—
-----	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安定
	政策の達成目標	経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保を図るため、小規模企業共済法における「宿泊業」及び「娯楽業」等の範囲の拡大を行うことで、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境を整備する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	地方税法本則による措置。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	<p>小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、加入者総数は340万人に上り、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金や事業再建資金の確保に大きな役割を果たしてきている。</p> <p>〈参考〉加入者数、共済金等の支給総額</p> <p>平成21年度： 80,785件、 6,449億円</p> <p>平成22年度： 93,305件、 5,983億円</p> <p>平成23年度： 103,388件、 6,115億円</p> <p>平成24年度： 99,493件、 6,417億円</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>5,300人程度</p> <p>※仮に「宿泊業」及び「娯楽業」の定義を「従業員数5人以下から20人以下」に拡大した場合の増加する加入者数</p> <p>【算出方法】</p> <p>在籍人数は、平成25年3月末現在。加入対象者数は、総務省「平成21年経済センサス」をベースに算出。</p> <p>宿泊業： (現行) 27,243人 → (改正後) 39,122人</p> <p>娯楽業： (現行) 19,772人 → (改正後) 27,547人</p> <p>1. 現在の業種別加入率 (在籍人数 ÷ 加入対象者数)</p> <p>宿泊業 5,969人 ÷ 27,243人 = 21.9%</p> <p>娯楽業 6,949人 ÷ 19,772人 = 35.1%</p> <p>2. 見直し後の在籍者数の予測 (加入対象者数 × 加入率)</p> <p>宿泊業 39,122人 × 21.9% = 8,572人</p> <p>娯楽業 27,547人 × 35.1% = 9,682人</p> <p>3. 増加する加入者数 (見直し後の在籍者数 - 在籍者数)</p> <p>宿泊業 8,572人 - 5,969人 = 2,603人</p> <p>娯楽業 9,682人 - 6,949人 = 2,733人</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	共済掛金等に対する税制の恩典を与えることで小規模企業共済への加入が促進され、加入する経営者が安心して事業に注力できる環境が整備されることとなり、地域の雇用の受け皿である小規模企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	小規模企業共済制度運用のための事務経費としての独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金 (平成25年度予算額：41.8億円)

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	小規模企業共済制度に係る共済金等は、共済契約者の掛金及びその運用収入等を原資としており、国からの予算措置と要望項目との関係はない。
	要望の措置の妥当性	小規模企業共済制度は、任意加入の制度ではあるものの、満期に伴う共済金の支払いや、法人成りに伴う廃業や役員任意退職の場合等に共済金の支払は行わず、経営者が廃業や引退した際の将来の生活安定のための資金等を共済金として支払うものであり、社会保障的な色彩が強いことから、掛金や共済金等に対し、小規模企業共済等掛金控除、退職所得控除及び公的年金等控除が認められている。
ページ	—	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>過去5年間の在籍者数、掛金納付総額、所得控除総額  平成20年度：1,226,324人、5,213億円、236,893百万円  平成21年度：1,208,927人、5,137億円、221,453百万円  平成22年度：1,209,145人、5,128億円、218,946百万円  平成23年度：1,217,097人、5,219億円、225,053百万円  平成24年度：1,217,010人、5,297億円、－百万円</p> <p>(注) 所得控除総額は、小規模企業等掛金控除総額であり、個人型確定拠出年金の掛金に対する所得控除額等を含む。  (出典：「申告所得税標本調査結果」(国税庁))</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>－</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>小規模企業共済制度への加入動機として、4人に1人が「税制上の優遇」を挙げており、所得控除等の税制措置は本制度の最大のメリットとなっている。  このため、仮に、「宿泊業」及び「娯楽業」等における小規模企業者の範囲が拡大された場合の新たな共済契約者についても、これまでの加入者と同様の税制措置を与えることにより、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境が整備されることとなり、地域の雇用の受け皿である小規模企業者の経営基盤の安定と地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化に資するものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>－</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>－</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和40年創設 第二種共済のみ  ※「第二種共済」とは、満期(30年)制度があり、生命保険料控除の枠内で所得控除できる制度で、平成7年改正において廃止。  昭和42年改正 第一種共済の創設  ※「第一種共済」とは、満期がなく、生命保険料控除の枠にかかわらず掛金が全額所得控除となる等、現行の小規模企業共済制度をいう。  昭和47年改正 掛金月額限度額の引上げ(5千円→1万円)等  昭和52年改正 掛金月額限度額の引上げ(1万円→3万円)等  昭和57年改正 掛金月額限度額の引上げ(3万円→5万円)等  平成元年改正 掛金月額限度額の引上げ(5万円→7万円)等  平成7年改正 共済金の額の変更、第二種共済の廃止等  平成10年改正 共済金の額の変更等  平成15年改正 共済金の額の変更等  平成22年改正 加入対象者の拡大(「共同経営者」を追加)等</p>
<p>ページ</p>	<p>－</p>